

了鳥取県公報

平成15年3月18日(火) 号外第16号

每週火:金曜日発行

目 次

条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(17)(税務課)......4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

----- 公布された条例のあらまし -----

鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 総則に関する事項

徴収金又は納入金を納付し、又は納入することができる郵便局を中国地方各県内(現行 県内)の郵便 局とすることとした。(第6条関係)

2 法人の県民税に関する事項

法人である政党又は政治団体について、収益事業を行わない場合に限り、均等割を課さないものとする こととした。(第21条関係)

- 3 不動産取得税に関する事項
 - (1) 宅地評価土地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例措置に係る土地の取得期限を平成17年12 月31日(現行 平成14年12月31日)とすることとした。(第78条関係)
 - (2) 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合において、税率を 3パーセントとする特例措置を講ずることとした。(第80条関係)
- 4 県たばこ税に関する事項
- (1) 県たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこ(旧三級品の紙巻た ばこを除く。) に限り、1,000本につき969円(現行 868円)とすることとした。(第117条、第118条関 係)
- (2) 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製 造たばこに限り、1,000本につき461円(現行 413円)とすることとした。(第118条関係)
- (3) 平成15年7月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売 業者及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。(改正条例附則第3条関係)
- 5 ゴルフ場利用税に関する事項

税率を2分の1とする特例措置の対象から地方税法の規定により非課税とされる年齢70歳以上の者、障 害者等を除くこととした。(第127条関係)

- 6 自動車税に関する事項
- (1) 排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録か ら一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を次のとおり講ずることとし た。(第138条関係)
 - ア 環境負荷の小さい自動車

平成15年度に新車新規登録された最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自

動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車等について、税率の概ね100分の50を軽減す る特例措置を、平成16年度について講ずることとした。

イ 環境負荷の大きい自動車

平成15年度に新車新規登録から11年(ガソリン車については13年)を経過した自動車について、税 率の概ね100分の10を重課する特例措置を、平成16年度以後について講ずることとした。

- (2) 自動車税の課税免除の対象に、身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有し、運転する 自動車及び精神障害者が運転する自動車を加えることとした。(第137条関係)
- 7 自動車取得税に関する事項
 - (1) 税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成20年3月31日(現行 平成15年3月31日)とすること とした。(第175条、第176条関係)
 - (2) 自動車取得税の課税免除の対象に、身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が取得し、運転 する自動車及び精神障害者が運転する自動車を加えることとした。(第171条関係)
- 8 軽油引取税に関する事項

税率の特例措置の適用期限を平成20年3月31日(現行 平成15年3月31日)とすることとした。(第189 条関係)

9 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

- 10 施行期日等
 - (1) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、次に 掲げる事項は、それぞれに定める日から施行することとした。
 - ア 1、6の(2)及び7の(2)に関する事項 平成15年4月1日
 - イ 4に関する事項 平成15年7月1日
 - ウ 6の(1)に関する事項 平成16年4月1日
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 八頭郡の町村が処理することとされている鳥獣保護及狩猟二関スル法律に基づく鳥獣(クマに限る。) の捕獲の許可に係る事務に立入検査及び報告の徴収を加えることとした。(別表関係)
- 2 次の表の左欄に掲げる事務(その事務が当該市町村の区域のみに係る場合に限る。)は、それぞれ同表 の右欄に掲げる市町村が新たに処理することとした。(別表関係)

	事	務	市町	7	村	
1	児童手当法に基づく児童手当の受給資格及 員給与負担法に規定する職員に係るものにN		町村			
-			mT.			
2	地方自治法に基づく新たに生じた土地の局	聞出の受理等 関金	# J			
3 地方自治法に基づく市町村の区域内の町等の区域の設置等の届出の受理等 関金町						
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	津に基づく被爆者健康手帳の交付の申請の 八頭	郡船岡	町	及び智	
9	受理及び知事への送付等	頭町	頭町、気高郡鹿野町			
		並び	に東伯	郡!	東郷町	
		及び	大栄町			
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	津施行令に基づく居住地の変更の届出の受 八頭	郡船岡	町	及び智	
J	里及び知事への送付等	頭町	頭町、気高郡鹿野町			
		並び	に東伯	郡.	東郷町	
		及び	大栄町			
6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	津施行規則に基づく知事が返還する被爆者 八頭	郡船岡	町	及び智	

6	建康手帳の被爆者への引渡し	頭町、気高郡鹿野町 並びに東伯郡東郷町 及び大栄町
7	化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可等	倉吉市
8	工場立地法に基づく特定工場の新設等の届出の受理等	倉吉市
9	農地法に基づく農地等の権利の設定又は移転の許可等	東伯郡羽合町
10	農地法に基づく農地を農地以外のものにする行為の許可等	八頭郡佐治村及び西 伯郡西伯町
11	土地改良法に基づく換地計画の認可等	倉吉市
12	土地改良法に基づく土地改良事業の認可等	倉吉市
13	土地改良法施行規則に基づく農業用用排水路の指定	倉吉市
14	鳥獣保護及狩猟二関スル法律に基づく鳥獣 (クマに限る。)の捕獲の許可等	倉吉市並びに東伯郡 大栄町及び赤碕町
15	土地区画整理法に基づく個人施行者の土地区画整理事業の認可等	倉吉市
16	土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の設立の認可等	鳥取市及び倉吉市
17	土地区画整理法施行令に基づく解任投票所等の公告	鳥取市及び倉吉市
18	都市計画法に基づく開発行為の許可等	東伯郡羽合町
19	都市計画法施行令に基づく面積の設定	東伯郡羽合町
20 F	国土利用計画法に基づく土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の 冨出の受理等	鳥取市、八頭郡船岡 町、東伯郡三朝町及 び関金町並びに西伯 郡西伯町

- 3 各市町村が処理することとされている鳥獣保護及狩猟二関スル法律に基づく鳥獣(クマ等を除く。)の 捕獲等の許可について、対象となる鳥獣の種類を増やすこととした。(別表関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
- (1) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、2の表の1の項に係る改正は、 同年6月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第17号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正 前

目次

第1章 略

第2章 普通税

第1節~第6節 略

第7節 自動車税 (第134条の2 第146条)

第8節~第10節 略

第3章及び第4章 略

附則

(納付又は納入先)

第6条 納税者(個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、狩猟者登録税、自動車取得税及び入猟税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)又は鳥取県、島根県、岡山県、広島県若しくは山口県の区域内の郵便局(以下「郵便局」という。)に払い込まなければならない。

2 略

目次

第1章 略

第2章 普通税

第1節~第6節 略

第7節 自動車税 (第135条 第146条)

第8節~第10節 略

第3章及び第4章 略

附則

(納付又は納入先)

第6条 納税者(個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、狩猟者登録税、自動車取得税及び入猟税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)又は県内の郵便局(以下「郵便局」という。)に払い込まなければならない。

2 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 略

2~4 略

5 法人税法第2条第6号の公益法人等(次に掲げる法 人を含む。) のうち法第25条第1項第2号に掲げる者 以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされる ものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告 書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。) は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行 う事務所又は事業所を有する者に課する。

(1)~(3) 略

(4)略

6及び7 略

(事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業 にあっては各事業年度の収入金額、特定信託(法人税 法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下 この節において同じ。) の受託者である法人が行う信 託業にあっては各事業年度の所得及び各特定信託の各 計算期間(法第72条の13第26項から第31項までの規定 により求められる同条第1項に規定する計算期間をい う。以下この節において同じ。) の所得並びに清算所 得、その他の事業にあっては各事業年度の所得及び清 算所得による。

2 及び3 略

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準

第78条 宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該 土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準と なるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地 の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価 格によって決定されるものをいう。)を取得した場合 における当該土地の取得に対して課する不動産取得税 の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該 取得が<u>平成15年 1月 1日から平成17年12月31日まで</u>の 間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1 の額とする。

<u>(不動産取得税の税率の特例)</u>

第80条 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの 間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得 税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3と する。

(県民税の納税義務者等)

第21条 略

2~4 略

5 法人税法第2条第6号の公益法人等(次に掲げる法 人を含む。) のうち法第25条第1項第2号に掲げる者 以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされる ものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告 書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。) は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行 う事務所又は事業所を有する者に課する。

(1)~(3)略

(4) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人 格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第 8条に規定する法人である政党又は政治団体

(5)略

6 及び 7 略

(事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業 にあっては各事業年度の収入金額、特定信託(法人税 法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下 この節において同じ。) の受託者である法人が行う信 託業にあっては各事業年度の所得及び各特定信託の各 計算期間(法第72条の13第25項から第29項までの規定 により求められる同条第1項に規定する計算期間をい う。以下この節において同じ。) の所得並びに清算所 得、その他の事業にあっては各事業年度の所得及び清 算所得による。

2 及び3 略

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準 の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該 土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準と なるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地 の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価 格によって決定されるものをいう。) を取得した場合 における当該土地の取得に対して課する不動産取得税 の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該 取得が<u>平成12年 1 月 1 日から平成14年12月31日まで</u>の 間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1 の額とする。

<u>(住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率の特例)</u>

第80条 住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率 は、当該取得が昭和56年7月1日から平成16年6月30 日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかか わらず、100分の**3**とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取 得税の減額に関する申告)

第105条 法附則第11条の3第1項の規定の適用を受け ようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に 掲げる事項を記載した申告書に、当該土地の上に取得 の日から3年以内に住宅を取得したこと、又は当該土 地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある 住宅を取得していたことを証明する書類を添付して、 知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又 は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (5) 住宅を取得した年月日

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取 得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条 法附則第11条の3第3項の規定による徴収猶 予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記 載した申告書に、当該土地の上に取得の日から3年以 内に住宅を取得することを証明する書類を添付して第 84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に <u>提出しなければならない。</u>

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又 は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (5) 住宅の着工及び完成の予定年月日又は取得する 予定年月日
- 2 法附則第11条の3第3項の規定による不動産取得税 の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年 度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還 付申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 法附則第11条の3第3項の規定によって徴収猶予を 受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、 その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてそ の徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。
- (1) <u>法附則第11条の3第1項の規定の適用が</u>ないこ とが明らかとなったとき。
- (2) 法附則第11条の3第3項の規定による徴収猶予 の事由の一部に変更があることが明らかとなったと <u>き。</u>

第105及び第106条 削除

<u>(特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための営</u> 業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得

税の減額に関する申告)

第109条 法附則第11条の4第7項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する承認計画(以下この条及び次条において「承認計画」という。)に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を承認計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名 又は名称
- (2) <u>不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用</u> 途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 施行令附則第9条の4第3項に規定する建設計 画中の不動産(次条において「建設計画中の不動産」 という。)にあっては、建設開始年月日

(特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第110条 法附則第11条の4第8項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、承認計画に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) <u>不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名</u> 又は名称
- (2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用 途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 建設計画中の不動産にあっては、建設を開始する る予定年月日
- 2 法附則第11条の4第8項の規定による不動産取得税 の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年 度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還 付申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 法附則第11条の4第8項の規定によって徴収猶予を 受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、 その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてそ の徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。
 - (1) 法附則第11条の4第7項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
 - (2) 法附則第11条の4第8項の規定による徴収猶予 の事由の一部に変更があることが明らかとなったと き。

第109条及び第110条 削除

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の営業の譲渡 に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額 に関する申告)

第111条 法<u>附則第11条の4第5項</u>の規定の適用を受け ようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に 掲げる事項を記載した申告書に、同項の表の上欄に掲 <u>げる計画</u>(以下この条及び次条において「認定計画」 という。) に従って行われた営業の譲渡に係る不動産 の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取 得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に 係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、 知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の営業の譲渡 に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収 猶予に関する申告等)

第112条 法<u>附則第11条の4第6項</u>の規定による徴収猶 予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記 載した申告書に、認定計画に従って行われた営業の譲 渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添 付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併 せて知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

- 2 法附則第11条の4第6項の規定による不動産取得税 の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年 度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還 付申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 法附則第11条の4第6項の規定によって徴収猶予を 受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、 その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてそ の徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。
- (1) 法附則第11条の4第5項の規定の適用がないこ とが明らかとなったとき。
- (2) 法附則第11条の4第6項の規定による徴収猶予 の事由の一部に変更があることが明らかとなったと き。

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴 収猶予に関する申告等)

第113条 略

2 法附則第12条第1項の規定の適用を受ける者は、同 項の規定による徴収の猶予に係る期限が確定するまで の間、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の申 告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過する ごとの日までに、引き続いて同項の規定の適用を受け

(事業再構築計画の認定を受けた事業者の営業の譲渡に 係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に 関する由告)

第111条 法附則第11条の4第9項の規定の適用を受け ようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に 掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する認定 事業再構築計画 (以下この条及び次条において「認定 事業再構築計画」という。) に従って行われた営業の 譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及 び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不 動産を認定事業再構築計画に係る事業の用に供したこ とを証明する書類を添付して、知事に提出しなければ ならない。

(1)~(4) 略

(事業再構築計画の認定を受けた事業者の営業の譲渡に 係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶 予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第10項の規定による徴収猶 予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記 載した申告書に、認定事業再構築計画に従って行われ た営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明す る書類を添付して、第84条第1項の規定による申告を する際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

- 2 法附則第11条の4第10項の規定による不動産取得税 の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年 度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還 付申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 法附則第11条の4第10項の規定によって徴収猶予を 受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、 その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてそ の徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。
 - (1) 法附則第11条の4第9項の規定の適用がないこ とが明らかとなったとき。
 - (2) 法附則第11条の4第10項の規定による徴収猶予 の事由の一部に変更があることが明らかとなったと き。

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴 収猶予に関する申告等)

第113条 略

2 法附則第12条第1項の規定の適用を受ける者は、同 項の規定による徴収の猶予に係る期限が確定するまで の間、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の申 告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過する ごとの日までに、引き続いて同項の規定の適用を受け たい旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を知事に 提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 租税特別措置法<u>第70条の4第4項</u>の規定の適用 があった農地等がある場合には、当該農地等の所在、 地番、地目及び地積

(5)及び(6)略

3 略

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき793円とする。

(たばこ税の税率の特例)

- 第118条 平成15年7月1日以後に第115条第1項の売渡 し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに 係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当 分の間、1,000本につき969円とする。
- 2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき461円とする。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して 課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定に かかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) 年齢65歳以上<u>70歳未満</u>の者

(2)略

(3) スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6 条に規定する国民体育大会の予選会その他同条に規 たい旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を知事に 提出しなければならない。

(1)~(3)略

(4) 租税特別措置法<u>第70条の4第3項</u>の規定の適用 があった農地等がある場合には、当該農地等の所在、 地番、地目及び地積

(5)及び(6)略

3 略

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき692円とする。

(たばこ税の税率の特例)

- 第118条 平成11年5月1日以後に第115条第1項の売渡 し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに 係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当 分の間、1,000本につき868円とする。
- 2 平成11年5月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき413円とする。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

- 第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して 課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定に かかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、大学及び高等専門学校の学生及び生徒(これらの学校における保健体育科目の実技又はこれらの学校の認めた課外活動としてゴルフ用具を自ら携行してゴルフ場を利用する学生及び生徒に限る。)
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第 4条に規定する身体障害者
 - (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規 定する知的障害者で療育手帳の交付を受けているも の
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 - (5) 年齢65歳以上の者
 - (6) 略
 - (7) スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6 条に規定する国民体育大会及びその予選会その他こ

定する国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの(以下「国民体育大会予選会等」という。)に参加するプロゴルファー以外の選手(国民体育大会予選会等の競技及び当該国民体育大会予選会等について指定された練習日における練習として利用する場合に限る。)

2 略

3 第1項第1号の規定に該当して同項の規定の適用を 受けようとする者は、当該ゴルフ場に係るゴルフ場利 用税の特別徴収義務者に、同号の規定に該当する者で あることを証明する書類を提示しなければならない。

(用語)

第134条の**2** この節において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

- (2)電気自動車電気を動力源とする自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。
- (3) 略
- (4) 略
- (5)略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税 (第8号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(3) 略

- (4) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第 3項に規定する私立学校又は学校教育法(昭和22年 法律第26号)第83条第1項に規定する各種学校にお いて専ら生徒の教育練習の用に供する自動車
- (5) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「身体障害者等」という。)又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車で次に掲げるもの(1台に限る。)
 - ア 当該<u>身体障害者等</u>が運転する自動車<u>(当該身体</u> 障害者等が所有するものに限る。)
 - イ 当該<u>身体障害者等</u>のためにその者と生計を一に する者が運転する自動車

れらに準ずる競技会として知事が指定したもの(以下「国民体育大会等」という。)に参加するプロゴルファー以外の選手(国民体育大会等の競技及び当該国民体育大会等について指定された練習日における練習として利用する場合に限る。)

2 略

3 第1項の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務者に、同項第1号の規定に該当する者にあっては当該利用が学校における保健体育科目の実技又は学校の認めた課外活動であることを証明する書類を提出し、同項第2号から第5号までの規定に該当する者にあってはこれらの規定に該当する者であることを証明する書類を提示しなければならない。

(用語)

第134条の 2 この節において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)略

- (2) 略
- (3)略
- (4) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税 (第8号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(3)略

- (4) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第 3項に規定する私立学校又は学校教育法第83条第1 項に規定する各種学校において専ら生徒の教育練習 の用に供する自動車
- (5) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「精神障害者」という。)が所有する自動車(身体障害者で18歳未満のもの又は精神障害者にあっては、その者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で次に掲げるもの(1台に限る。)
 - ア 当該<u>身体障害者</u>が運転する自動車
 - イ 当該<u>身体障害者又は精神障害者(以下この条に</u> おいて「身体障害者等」という。) のためにその者

ウ略

(6) 略

(7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2 項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法 人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療 機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の 搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車

ア 身体障害者福祉法<u>(昭和24年法律第283号)</u>第 29条に規定する身体障害者更生施設

イ 略

ウ 知的障害者福祉法<u>(昭和35年法律第37号)</u>第21 条の6に規定する知的障害者更生施設

工 略

(8)~(13) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲 げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録 自動車のうち次項第1号に掲げるものに係る平成14年 度以後の各年度分の自動車税、旧登録自動車のうち同 項第2号に掲げるものに係る平成15年度以後の各年度 分の自動車税及び旧登録自動車のうち同項第3号に掲 げるものに係る平成16年度以後の各年度分の自動車税 にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、特別 環境重視型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成 14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに 係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税、特別 環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成 15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに 係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税並びに 特別環境重視型低燃費車のうち平成15年4月1日から 平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けたも のに係る平成16年度分の自動車税にあっては同表の最 大軽課税率の欄に定める額とし、環境重視型低燃費車 のうち平成13年 **4**月 **1**日から平成14年 **3**月31日までの 間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及 び平成15年度分の自動車税並びに環境重視型低燃費車 のうち平成14年 4月 1日から平成15年 3月31日までの 間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及 び平成16年度分の自動車税にあっては同表の中間軽課 税率の欄に定める額とし、環境配慮型低燃費車のうち 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新 車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成 15年度分の自動車税並びに環境配慮型低燃費車のうち 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新 車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成 16年度分の自動車税にあっては同表の軽課税率の欄に

と生計を一にする者が運転する自動車

ウ略

(6) 略

(7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2 項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法 人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療 機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の 搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車

ア 身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者 更生施設

イ 略

ウ 知的障害者福祉法第21条の 6 に規定する知的障害者更生施設

工 略

(8)~(13) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲 げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録 自動車のうち次項第1号に掲げるものに係る平成14年 度以後の各年度分の自動車税及び旧登録自動車のうち 同項第2号に掲げるものに係る平成15年度以後の各年 度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定め る額とし、特別環境重視型低燃費車のうち平成13年4 月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録 を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の 自動車税並びに特別環境重視型低燃費車のうち平成14 年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規 登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度 分の自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定 める額とし、環境重視型低燃費車のうち平成13年4月 1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を 受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自 動車税並びに環境重視型低燃費車のうち平成14年4月 1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を 受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自 動車税にあっては同表の中間軽課税率の欄に定める額 とし、環境配慮型低燃費車のうち平成13年4月1日か ら平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けた ものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税 並びに環境配慮型低燃費車のうち平成14年4月1日か ら平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けた ものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税 にあっては同表の軽課税率の欄に定める額とし、それ 以外の自動車にあっては同表の通常税率の欄に定める 額とする。

定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の 通常税率の欄に定める額とする。

É	自		車	略
(1) 乗用車	ア	営業用	a~j 略	
(3輪の小型			k <u>電気自動車</u>	
自動車である				
ものを除く。)	1	自家用	a~j 略	
			k <u>電気自動車</u>	
(2) トラック	ア	営業用	a~m 略	
(3輪の小型			n <u>電気自動車</u>	
自動車である				
			o 略	
ものを除く。)	1	自家用	a~m 略	
			n 電気自動車	
			ο及びp 略	
略				•

2 前項の旧登録自動車とは、次に掲げる自動車(電気 自動車等並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及 び被けん引自動車を除く。)をいう。

(1)及び(2)略

(3) 平成5年3月31日(ガソリン又は液化石油ガス を内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、 平成3年3月31日)までに新車新規登録を受けた自 動車(前2号に掲げる自動車を除く。)

3~5 略

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得 に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3 号から第11号までに規定する自動車の取得にあっては、 知事の承認を受けたものに限る。

(1)及び(2)略

- (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神 に障害を有し歩行が困難な者(以下この条及び次条 において「身体障害者等」という。) 又は身体障害 者等と生計を一にする者が取得した自動車で次に掲 げるもの
 - ア 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身体 <u>障害者等が取得したものに限る。)</u>
 - イ 当該身体障害者等のためにその者と生計を一に する者が運転する自動車

ウ略

(4)~(11) 略

(自動車取得税の税率の特例)

第175条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法 第175条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法

É		動	車	略
(1) 乗用車	ア	営業用	a~j 略	
(3輪の小型			k <u>電気自動車</u>	
自動車である			等	
ものを除く。)	1	自家用	a~j 略	
しのを除く。)			k <u>電気自動車</u>	
			<u>等</u>	
(2) トラック	ア	営業用	a~m 略	
(3輪の小型			n <u>電気自動車</u>	
自動車である			等	
ものを除く。)			o 略	
しのを除く。)	1	自家用	a~m 略	
			n <u>電気自動車</u>	
			<u>等</u>	
			o及びp 略	
略			·	

2 前項の旧登録自動車とは、次の各号に掲げる自動車 (電気自動車等並びにバス(一般乗合用のものに限る。) 及び被けん引自動車を除く。)をいう。

(1)及び(2)略

3~5 略

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得 に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3 号から第11号までに規定する自動車の取得にあっては、 知事の承認を受けたものに限る。

(1)及び(2)略

- (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下この条 において「身体障害者」という。) 又は精神に障害 を有し歩行が困難な者(以下この条において「精神 障害者」という。)が取得した自動車(身体障害者 で18歳未満のもの又は精神障害者にあっては、その 者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。) で次に掲げるもの
 - ア 当該身体障害者が運転する自動車
 - イ 当該身体障害者又は精神障害者(以下この条及 び次条において「身体障害者等」という。) のた めにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ略

(4)~(11) 略

(自動車取得税の税率の特例)

第3条の軽自動車をいう。) 以外のものの取得に対し て課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年 **4**月**1**日から平成20年**3**月31日までの間に行われたと きに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とす る。

(自動車取得税の免税点)

第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得 価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、 自動車取得税を課さない。

(1) 略

(2) 平成2年4月1日から平成20年3月31日までの 間に行われた自動車の取得 50万円

(軽油引取税の税率の特例)

第189条 平成5年12月1日から平成20年3月31日まで の間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定す る軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、 同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表 (5) の炭化水素油の消費若しくは同表(7) から(12) ま での軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又 は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6) の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の 税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルに つき、3万2,100円とする。

第3条の軽自動車をいう。) 以外のものの取得に対し て課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年 4月1日から平成15年3月31日までの間に行われたと きに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とす る。

(自動車取得税の免税点)

第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得 価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、 自動車取得税を課さない。

(1) 略

(2) 平成2年4月1日から平成15年3月31日までの 間に行われた自動車の取得 50万円

(軽油引取税の税率の特例)

第189条 平成5年12月1日から平成15年3月31日まで の間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定す る軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、 同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表 (5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)ま での軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又 は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6) の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の 税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルに つき、3万2,100円とする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第 号。以下「改正法」という。) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第6条第1項、第134条の2、第137条第5号、第138条第1項(同項の表に限る。)及び第171条第3号 の改正並びに附則第5条第1項及び第6条の規定 平成15年4月1日
 - (2) 第117条及び第118条の改正並びに附則第3条の規定 平成15年7月1日
 - (3) 第138条第1項(同項の表を除く。)及び第2項の改正並びに附則第5条第2項の規定 平成16年4月1 日

(不動産取得税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定(新条例第6 条第1項の規定を除く。)中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以 後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不 動産取得税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第78条の規定は、平成15年1月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用 し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 改正法附則第6条第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第1条の規定による改正前の地 方税法(昭和25年法律第226号)附則第11条の4第7項及び第8項の規定の適用を受けようとする者について は、改正前の鳥取県税条例第109条及び第110条の規定は、なおその効力を有する。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 第3条 平成15年7月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった 県たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 指定日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(地方税法第74条の6第 1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売 販売業者等(新条例第115条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販 売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第 第131条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの 製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸 売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課す る。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次 の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
 - (1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき101円
 - (2) 新条例第118条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき48円
- 3 前項に規定する者は、卸売販売業者等にあってはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所 ごとに、小売販売業者にあってはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する小売販売業者 の営業所ごとに、改正法附則第7条第3項の総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告 書を指定日から起算して1月以内に知事に提出しなければならない。
 - (1) 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第2条第2項に規定する製造たばこの 区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の 課税標準となる製造たばこの本数
 - (2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (**3**) その他参考となるべき事項
- 4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第14条第3項に規定する市町村たばこ税に 係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第 号) 附則第131条第2項に規定する たばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出 を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、 当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成16年1月5日までに、当該申告書に記載した同項第2号に 掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。
- 6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の左欄 に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中県 たばこ税に関する部分(新条例第120条及び第121条の規定を除く。)を適用する。

第9条第1項の表(6)	第120条第1項又は第3項	鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第17号。以下「平成15年改正条例」という。)附則第3条第3項
第122条第 1 項	第120条第 1 項から第 4 項まで の規定によって申告書	平成15年改正条例附則第3条第3項の規定によっ て申告書
	第120条第 1 項から第 4 項まで の規定によって申告納付する	平成15年改正条例附則第3条第3項及び第5項の 規定によって申告納付する
第122条第 2 項	第120条第 1 項から第 4 項まで	平成15年改正条例附則第3条第3項
第124条第 2 項	経過した日	経過した日(当該経過した日が平成16年 1 月 5 日 前である場合には、同日)

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在す る小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべ きものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法第74条の14の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第120条の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第 7 条第 7 項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第4条 新条例第127条第1項及び第3項の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 第5条 新条例第137条及び第138条第1項(同項の表に限る。)の規定は、平成15年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成14年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第138条第1項(同項の表を除く。)及び第2項の規定は、平成16年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成15年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第6条 新条例第171条の規定は、平成15年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第18号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の 表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、 改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

表(第 2 条関係)		別	表(第 2 条関係)	
事務	市町村等		事務	市町村等
1 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による児童手当の領の認定(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。(2)において同じ。)(2)第17条第2項において準用する第7条第2項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定 1の2 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)及び(2)略	各都八町町の町町西町名中に口市市岩頭及、町及を伯、和山日町、美郡び東(び除郡淀町町野町町銀若伯羽北く西町及並郡美、岡桜郡合条)伯にびび溝		1 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)及び(2)略	各郡八町町の町及を西町名中に口市岩頭及、町、び除伯、和山日町、美郡び東(関北く郡淀町町野町船村伯羽金祭。)西町及並郡
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)及び(2)略	各郡の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町		1の2 地方自治法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)及び(2)略	各市、岩湾の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町

2~7 略	古如经歷日	2~7 略	± ÷0^
8 介護保険法(平成9年法律第123号) に基づく事務のうち、次に掲げるもの	用部其蚁座 広域連合	8 介護保険法(平成9年法律第123号) に基づく事務のうち、次に掲げるもの	
に基づく事がのうら、人に同けるもの (1)~(10)略	囚场连口	(1)~(10) 略	山山水
	八三天平八九八六		
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に			
関する法律(平成6年法律第117号)	町及び智頭		
に基づく事務のうち、次に掲げるもの	町、気高郡		
(1) 第2条第1項の規定による被爆	鹿野町並び		
者健康手帳の交付の申請の受理及び	に東伯郡東		
知事への送付	郷町及び大		
(2) 第2条第2項の規定により知事が合けまる神経者の申請者	栄町		
が交付する被爆者健康手帳の申請者			
への引渡し			
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に	八頭郡船岡		
·	町及び智頭		
号)に基づく事務のうち、次に掲げる	町、気高郡		
もの	鹿野町並び		
(1) 第3条第1項、第4条及び第5	に東伯郡東		
条第1項の規定による居住地の変更	郷町及び大		
の届出の受理及び知事への送付	栄町		
(2) 第6条の規定による被爆者健康			
手帳の再交付の申請の受理及び知事			
への送付			
(3) 第6条の規定により知事が交付			
する被爆者健康手帳の申請者への引			
渡し			
	八頭郡船岡		
関する法律施行規則(平成7年厚生省			
令第33号)に基づく事務のうち、次に	町、気高郡		
掲げるもの	鹿野町並び		
(1) 第4条第2項(第5条において			
準用する場合を含む。)第6条第3	郷町及び大		
項及び第7条第2項の規定により知事が返還する被爆者健康手帳の被爆	栄町		
事が必返9 る板塚有健康于Wの板塚 者への引渡し			
4への引渡し (2) 第7条第1項の規定による氏名			
又は居住地の変更の届出の受理及び			
知事への送付			
(3) 第7条の2第3項及び第8条の			
規定により返還される被爆者健康手			
帳の受理及び知事への送付			
9 ~19 略		9 ~19 略	
19の 2 化製場等に関する法律に基づく	鳥取市及び	19の 2 化製場等に関する法律に基づく	鳥取市
事務のうち、次に掲げるもの	ラサルス <u>の</u> 倉吉市	事務のうち、次に掲げるもの	찌내지기
(1)~(7) 略	/a 니 나	(1)~(7) 略	
\ · / \ · / FH		\ ' / \ ' / ""	I

号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市 <u>、米</u> 子市及び倉 吉市	号)に基づもの	立地法(昭和34年法律第24 く事務のうち、次に掲げる	
(1)~(7)略		(1)~(7)	略	
に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市、倉 吉市、岩美 郡の町村、 八頭郡の町 村(郡家町 及び船岡町	第3条第1 草放牧地に 許可(農地)	去(昭和27年法律第229号) 項の規定による農地又は採 系る権利の設定又は移転の 去施行令(昭和27年政令第 上条の4に規定する場合に 徐く、)	吉市、岩美郡の町村、 八頭郡の町
	を除く。)	100 0 0 0 C	<u> </u>	を除く。)
	気高郡の町			気高郡の町
	並びに東伯			並びに東伯
27年政令第445号)第 1 条の 4 に規	郡羽合町、			郡泊村及び
定する場合に係るものを除く。)	泊村及び三			三朝町
(2) 第82条第1項の規定による立入	朝町			
調査等 ((1)に掲げる事務に係るも				
のに限る。)				
(3) 第83条の規定による報告の徴収				
((1)に掲げる事務に係るものに限				
<u> నె.)</u>				
24の5 農地法に基づく事務のうち、次	八頭郡佐治			
に掲げるもの	村及び西伯			
(1) 第4条第1項の規定による農地	郡西伯町			
を農地以外のものにする行為の許可				
(同一の事業の目的に供するため2				
ヘクタールを超える農地を農地以外				
のものにする行為 ((2)において				
「特定転用」という。) に係るもの				
を除く。)				
(2) 第4条第3項の規定による農業				
会議の意見の聴取(特定転用に係る				
ものを除く。)				
(3) 第5条第1項の規定による農地				
又は採草放牧地に係る権利の設定又				
は移転の許可(同一の事業の目的に				
供するため 2 ヘクタールを超える農				
地又はその農地と併せて採草放牧地				
について第3条第1項本文に掲げる				
権利を取得する行為((4)において				
「特定権利取得」という。)に係る				
ものを除く。)				
(4) 第5条第3項において準用する				
第4条第3項の規定による農業会議				
の意見の聴取(特定権利取得に係る ものを除く。)				
(5) 第82条第 1 項の規定による立入				
		1		
調査等 ((1)及び(3)に掲げる事務				

 (6) 第83条の規定による報告の徴収 ((1)及び(3)に掲げる事務に係る ものに限る。) (7) 第83条の2の規定による許可の 取消し等((1)及び(3)に掲げる事 務に係るものに限る。) 		
24の 6土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(7) 略	鳥取市 <u>及び</u> <u>倉吉市</u>	24の 5土地改良法(昭和24年法律第鳥取市195号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(7) 略
24の7 土地改良法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)~(22)	倉吉市、東 伯郡大栄町 及び赤碕町 並びに西伯 郡名和町	24の6 土地改良法に基づく事務のうち、 東伯郡大栄 次に掲げるもの
24の8 土地改良法施行規則(昭和24年 農林省令第75号)第76条において準用 する第47条第2号の規定による農業用 用排水路の指定	<u>倉吉市、</u> 東 伯郡大栄町 及び赤碕町 並びに西伯 郡名和町	24の7土地改良法施行規則(昭和24年東伯郡大労
25 略		25 略
26 鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正 7年法律第32号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条第1項の規定による鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取の許可(駆除を目的とする狩猟鳥獣(クマを除く。)又は狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外のものの捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものに限る。)及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵の採取に係るものに限る。(2)及び(3)において同じ。)	各市町村	26 鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正 7年法律第32号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条第1項の規定による鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取の許可(駆除を目的とする狩猟鳥獣(クマを除く。)カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、ドバト、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、サル、マングース又はノヤギの捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものに限る。)及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取に係るものに限る。(2)及び(3)において同じ。)
27 略		27 略
28 鳥獣保護及狩猟二関スル法律に基づ く事務のうち、次に掲げるもの (1)~(3)略 (4)第19条/2第1項の規定による 立入検査(この項に規定する事務に 係るものに限る。(5)において同じ。)	倉吉市、八 頭郡の町村 並びに東伯 郡大栄町及 び赤碕町	28 鳥獣保護及狩猟二関スル法律に基づ 八頭郡の町 く事務のうち、次に掲げるもの 村 (1)~(3)略

平成15年3月18日 火曜日

20

29 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規 則に基づく事務のうち、28の項に規定 する事務に係る事務で27の項(1)から (7)までに掲げるもの	八頭郡の町 村
30~35 略	
35の2 土地区画整理法(昭和29年法律 第119号)に基づく事務のうち、次に 掲げるもの (1)~(11)略	鳥取市
35の 3 土地区画整理法に基づく事務の うち、次に掲げるもの (1)~(21)略	東伯郡三朝 町及び西伯 郡淀江町
35の4 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第16条第2項の規定による公告	東伯郡三朝 町及び西伯 郡淀江町
36~41 略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次 に掲げるもの (1)~(19) 略	鳥取市、米 子市、倉郡 三朝町及び 東伯町並び 東伯町都に 江町
43 都市計画法施行令(昭和44年政令第 158号)第31条の規定による面積の設 定	鳥取市、米 子市、東市、東 車の 京伯町が 東伯町が に西伯郡淀 江町
44 略	
44の2 高齢者、身体障害者等が円滑に 利用できる特定建築物の建築の促進に 関する法律(平成6年法律第44号)に 基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市

(1) 第4条第1項の規定による特定 建築主に対する指導及び助言

(2) 第4条第2項の規定による特定

の利用目的の変更の勧告

- (3) 第25条の規定による報告の徴収
- (4) 第26条の規定による勧告に従わ ない旨及び勧告の内容の公表
- (5) 第27条の2の規定による助言
- (6) 第41条第1項の規定による立入 検査及び質問 ((1)から(5)までに 掲げる事務に係るものに限る。)

44の3~48 略

建築主に対する指示

- (3) 第4条第3項の規定による報告 の徴収及び立入検査
- (4) 第5条第3項の規定による特定 建築物の建築及び維持保全の計画の 認定
- (5) 第5条第4項(第6条第2項に おいて準用する場合を含む。) の規 定による申出の受理
- (6) 第5条第5項(第6条第2項に おいて準用する場合を含む。) の規 定による特定建築物の建築の計画の 诵知
- (7) 第6条の規定による計画の変更
- (8) 第7条の規定による認定事業者 からの報告の徴収
- (9) 第8条の規定による認定事業者 に対する改善命令
- (10) 第9条の規定による特定建築物 の建築及び維持保全の計画の認定の 取消し

44の3~48 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表1の3の項を同表1の4の項とし、同表1の2 の項を同表の1の3の項とし、同表1の項を同表1の2の項とし、同項の前に同表1の項を加える改正並びに 附則第4項及び第5項の規定は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の 権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表8の2の項から8の4の項まで、 19の2の項、24の3の項から24の8の項まで、26の項、28の項、29の項、35の2の項から35の4の項まで、42 の項、43の項及び44の2の項に掲げる許可等の処分その他の行為(次項において「移譲事務」という。)につ いては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町 村のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様 とする。
- 4 平成15年6月1日前にされた申請に対する新条例別表1の項に掲げる認定(次項において「認定」という。) については、なお従前の例による。
- 5 平成15年6月1日前に知事又はその委任を受けた者がした認定は、新条例第2条の規定により事務を処理す る市町村のした認定とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする認定についても、同様と
- 6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律(平 成14年法律第86号) 附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる事務(鳥取市の区域

2	2	平成15年 3 月18日	火曜日	鳥	取	県	公	報_	(号外)第16号
	اتا	(係るものに限る。) は、	鳥取市が処理す	てる。					